

## 第7期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）の 早期支給分の申請受付開始

まん延防止等重点措置実施区域の指定に伴い、令和3年8月2日から8月31日までの間、兵庫県が行った営業時間短縮等の要請にご協力いただける店舗の皆様に対し、要請期間の終了を待たずに、協力金の一部を早期支給します。（受付開始日：8月11日（水））

なお、第7期協力金の残り部分は、要請期間終了後に受付を開始する本申請をすることにより、受け取ることができます。

項目	内容
対象者	中小企業のうち、売上高方式(※)で申請する事業者
主な要件	1 令和3年8月2日から8月31日まで、県のすべての要請に協力すること 2 以前より兵庫県の要請に対して継続的に応じている店舗であり、過去の協力金（第3期又は第4期※）の支給を受けた店舗であること ※第3期協力金：令和3年4月1日から4月24日までの要請に係るもの 第4期協力金：令和3年4月25日から5月31日までの要請に係るもの 3 本申請において売上高方式で申請する事業者であること 4 要請期間の30日間において、定休日等の店休日を除いて15日間以上の時短営業日数が見込まれること
給付額	[まん延防止等重点措置区域] 一律52.5万円 [まん延防止等重点措置区域以外の区域] 一律37.5万円 売上高方式における一日当たり支給下限額（3.5万円又は2.5万円）に、要請期間30日間の前半部分15日間を乗じた金額を一律に支給。
申請方法	電子申請のみ
スケジュール	8月11日～8月27日 申請受付（17日間） 8月中旬～ 早期支給分の支払い 9月1日～ 本申請受付開始（予定）
問合せ先	兵庫県時短協力金コールセンター 電話：078-361-2501 受付時間：平日（祝日を除く） 午前9時～午後5時

(※) 前年又は前々年の基準月の一日当たり売上高に基づき協力金日額単価を算出する方式。